

通行・駐車禁止除外車両指定車標章の更新手続きについて

1. 新規申請

- (1) 通行・駐車禁止除外車両指定申請をされる方は、岐阜県医師会自動車安全部会に加入して下さい。又、自動車安全部会の会費（1,000円）は、年度途中でも入会と同時に一年分の会費をお納め下さい。
- (2) 申請書は、別紙様式により下記の記入例のとおりご記入下さい。申請者の住所は医療機関の住所をご記入下さい。なお、車検証（写）が必要です。添付して下さい。

第1号様式の3（第5条の3関係）

通行 駐車 禁止除外車両指定申請書		番号			
岐阜県公安委員会 様		令和〇〇年 〇〇月 〇〇日			
<table border="1"><tr><td>新規</td></tr><tr><td>更新</td></tr><tr><td>変更</td></tr></table>	新規	更新	変更	申請者 郵便番号 500-8510 住所 岐阜市藪田南3-5-11 ←医療機関住所をご記入下さい 職業 医師(藪田医院) 氏名 藪田太郎 電話番号 058-274-1111	
新規					
更新					
変更					
機関団体名	〇〇〇医師会 ←所属の地域医師会をご記入ください				
車両の種類	普乗・普貨・軽四(乗・貨)・その他()				
車両(登録)番号	岐阜・飛弾 330 の 1234				
除外を必要とする区域又は道路の区間	<input checked="" type="checkbox"/> 駐車禁止 岐阜県公安委員会が指定した駐車禁止の区域又は区間 <input checked="" type="checkbox"/> 通行禁止 岐阜県公安委員会が指定した通行禁止の区間 (一方通行の規制を除く)				
除外指定を必要とする理由	緊急往診				
運転免許証	氏名	藪田太郎 S36年1月5日生(60歳)			
	種類	普通・大型・二輪()・			
	有効	令和5年2月5日まで有効			
	条件等	眼鏡等			
番号	岐阜県・岐阜市 第 号 年 月 日 (交付・再交付)				

2. 更新申請

3年ごとに更新手続きが必要となっております。有効期限の1ヶ月ぐらい前に期限切れのご案内をいたしますので、更新手続きをして下さい。有効期限が切れた旧車両指定車標章は返納下さい。

3. 変更申請

住所、氏名、車両番号が変更になった場合は、速やかに変更手続きをして下さい。申請書には必ず指定車標章を添付して申請して下さい。

4. 添付書類

各種申請時には、車検証（写）が必要になりますので添付して下さい。

5. 紛失、盗難の場合の手続き

再発行を希望される場合は、申請書に顛末理由書を付して下さい。

6. 転出・廃棄等の場合

車両指定車標章は必ずご返納下さい。

☆ 上記の手続きはすべて地域医師会を経由して行って下さい。